

達 示 第 4 9 号
令和 3 年 1 0 月 2 2 日

大阪拘置所長

大阪拘置所受刑者外部交通取扱規程の制定について
標記について次のとおりその取扱いを定める。

なお、本達示は令和 3 年 1 1 月 1 日から施行するものとし、同日付けをもって、令和 3 年 7 月 2 8 日付け達示第 3 4 号「大阪拘置所受刑者外部交通取扱規程の制定について」は、廃止する。

大阪拘置所受刑者外部交通取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大阪拘置所における受刑者（懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者をいう。以下同じ。）の外部交通について必要な事項を定め、その適正な実施を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 大阪拘置所における受刑者の外部交通に関する取扱いは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）、被収容者の外部交通に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3359号大臣訓令）、平成19年5月30日付け法務省矯成第3350号矯正局長依命通達「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について」によるほか、この規程による。

(留意事項)

第3条 受刑者に対し、外部交通を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

2 受刑者の外部交通を担当する職員は、面会、信書の発受及び電話による通信を通し、その心情把握に努め、関係職員と連携をとらなければならない。

第2章 面会

(面会の相手方)

第4条 受刑者に対し、法第111条第1項各号に掲げる者から面会の申出があった場合には、これを許すものとする。

(1) 法第111条第1項第2号の「重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」とは、面会の目的が、受刑者の用務の処理であり、その用務が、重大な利害にかかわるものであり、かつ、受刑者の用務の処理のため、その者が面会することが必要である次の者等をいう。

ア 受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係の調整等のため、相談することが必要な者等をいう。

イ 受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。

ウ 受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者とは、例えば、当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。

(2) 法第111条第1項第3号の「受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者」とは、次の場合が考えられる。

ア その者が受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする意思があること。

イ 雇用の見込みが現実的なものであること。

ウ 面会により受刑者の改善更生に資すると認められること。

2 受刑者に対し、法第111条第2項に掲げる者から面会の申出があった場合において、受刑者の友人・知人、学生時代の恩師、会社関係者等で、調査の結果、その者との交友関係の維持、その他面会することを必要とする次の事情が認められ、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、これを許すものとする。

(1) 身元が明らかであること。

(2) 受刑者が友人・知人と継続的に交際を行ってきたことが認められる場合

(3) 友人・知人との関係を維持することで、改善更生及び円滑な社会復帰に支障を及ぼすおそれがないことが明らかであること。

(4) 暴力団員又はその関係者でないことが明らかであること。

(5) 弁護士、司法書士等が、当該受刑者以外の者から委任等を受けている民事訴訟その他の不服申立て等について、当該受刑者を参考人等として事情聴取することを目的として面会を希望するとき。

(面会の相手方の届出)

第5条 外部交通の円滑な実施を図るため、受刑者に資格異動した時点で申告表（別紙1ないし別紙3）を提出させるものとする。

2 統括矯正処遇官（考査担当）（以下「考査統括」という。）は、刑執行開始時の調査に際し、申告表に記載された者との関係について、必要な調査を行った後、明らかに本規程に基づき、外部交通を許可することが相当でないと認められた場合には、その旨申告表に付記し、統括矯正処遇官（第一担当）（以下「第一統括」という。）に引き継ぐものとする。

3 考査統括及び第一統括は、第1項の届出が真正なものであることを確認す

るため必要があるときは、当該受刑者に対し、書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

(面会の受付)

第6条 面会受付係職員は、受刑者との面会を希望する者（以下「面会人」という。）に対し、面会申込票（別紙4）を提出させるものとする。

(面会人の調査)

第7条 面会を担当する主任矯正処遇官（以下「面会主任」という。）は、第一統括の指示を受け、面会の実施に当たり、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 法第111条第1項各号に掲げる者との面会

法第111条第1項第4号に掲げる者に該当するかについて、必要に応じて面会人から、面会を希望する受刑者との関係、面会の目的等の事情を聴取する。

(2) 法第111条第2項に掲げる者との面会

第4条第2項に該当する者であるかについて、面会人の身元を確認するとともに、次に掲げる事項について調査する。

ア 受刑者の改善更生及び刑事施設の運営について理解があるかどうか。

イ 受刑者の激励等の意図を有すると認められるかどうか。

ウ 未決時の外部交通の状況その他の事情から、受刑者と良好な関係にあることが明らかであるかどうか。

2 前項の調査において、必要がある場合には、面会人に身分証明書、必要な書類その他の物件の提出又は提示を求めるものとする。

(面会の立会い等)

第8条 受刑者（未決拘禁者としての地位を有する受刑者を除く。）の面会に際し、制限区分が第1種又は第2種の指定を受けている者で、かつ、親族との初回以外の面会時においては、原則として立会を行わないものとする。この場合において、必要と認めるときには、録音又は録画を行うものとする。

2 次に掲げる場合には、原則として立会を行うものとする。

(1) 受刑者の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮して必要と認めるとき

(2) 反則行為又は保護室収容を累行するなど心情が不安定であるとき

(3) 移送待ち受刑者であって、資格異動後、3か月以内であるとき

(4) 当該面会人との最初の面会である場合

(5) 優遇区分第3類、第4類及び第5類の者

3 次に掲げる者との面会にあつては、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、立会を行わないものとする。

(1) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

(2) 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の録画、録音等)

第9条 立会のみでは足りず詳細に面会内容を記録する必要がある場合、立会職員が確保できない場合その他必要がある場合には、録音・録画により面会状況を記録するものとする。

2 録音又は録画をした場合における記録媒体の取扱いは、原則として次のとおりとする。

(1) 録音又は録画をした内容を必要に応じて確認する。

(2) 録音又は録画をしたときにおいて、面会が特に問題がなく終了したときは、内容の確認を省略することができる。

(3) 録音又は録画したデータは、保存が必要と認められるときを除き、消去する。

(4) 必要と認められた場合には、録音又は録画したデータを別途記録媒体に保存し、保存されたデータについては、「面会に関する書類」とともに3年間保存する。

(5) 記録媒体の管理は、第一統括が施錠可能なロッカー等に保管し、破損、紛失、内容の滅失等の防止に努めること。

(面会の立会いを省略した場合の戒護)

第10条 面会の立会いを省略した場合には、受刑者の面会の実施に当たる職員(以下「面会担当職員」という。)は、通路側視察窓等から随時、面会の状況を視察するものとする。

2 前項にかかわらず、録音又は録画をした上で、面会の立会いを省略した場合には、画像モニターにより、随時、面会の状況を視察するものとする。

(面会を許さない場合の告知)

第11条 法の規定により面会を許さない場合には、受刑者に対し、面会を許さなかった日及び相手方の氏名について告知を行うものとする。ただし、告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成される場合等には、相手方の氏名を省略して告知する。

2 面会を許さない場合の告知は、第一統括又は面会主任が行い、別紙5の「面会不許可告知簿」に告知事項等を記載する。

(面会の一時的停止等)

第12条 面会担当職員は、受刑者又は面会人が法第113条第1項各号に掲げる以下の行為をする場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時的停止するものとする。

(1) 受刑者又は面会人が次のいずれかに該当する行為をする場合

ア 本規程に定める面会人の人数、面会の時間等施設の管理運営上必要な制限に違反する行為

イ 施設の規律及び秩序を害する行為

(2) 受刑者又は面会人が次のいずれかに該当する内容の発言をする場合

ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できないもの

イ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの

ウ 施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

エ 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

オ 特定の用務の処理のため必要であることを理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

2 面会担当職員は、前項各号のいずれかに該当する場合において、受刑者又は面会人に注意を促すことで足りるときは、受刑者又は面会人の行為又は発言を制止して警告するものとし、注意を促すことでは足りない場合又は受刑者若しくは面会人が職員の制止・注意に従わず、面会を一時的停止する必要があると認められる場合には、必要に応じ、次に掲げる措置を執るものとする。

(1) 受刑者及び面会人に対し、その場で静かに待機するよう命じること。

(2) 受刑者と面会人との間をブラインド等により遮へいすること。

(3) 受刑者又は面会人に対し面会の場所からの退出を命じること。

3 面会担当職員は、前項により面会を一時的停止した場合には、速やかに第一統括及び面会主任に面会の状況等を口頭で報告し、面会表にその旨を記録するものとする。

4 前項の報告を受けた第一統括は、当該面会の状況、面会継続の可否に関する意見等を所長に報告した上、指示を受け、面会の終了、継続の措置を執るものとする。

(面会人の人数制限)

第13条 面会人の人数は、3名以下とする。

(面会の場所)

第14条 面会の場所は面会室とするが、受刑者が病室に収容されている等の場合は、特に指定する場所とする。

(面会の申出の日及び時間帯)

第15条 面会の申出の受付を行う日及び時間帯は、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日(以下「休庁日」という。)以外の日の午前8時30分から午後4時まで(午後零時から午後1時までの時間帯を除く。)とする。

(面会の日及び時間帯)

第16条 面会を実施する日及び時間帯は、休庁日以外の日の午前8時30分から午後5時までの時間帯とする。ただし、午前11時から午後零時まで受け付けたものについては、原則として午後1時から面会を実施する。

(面会の時間)

第17条 面会の時間は、30分を下回らない範囲で実施するものとする。

2 面会の申出状況、その他の事情にかんがみ面会時間を制限する場合は、5分を下回らない範囲で実施するものとするが、可能な限り面会時間を確保するように努めるものとする。

(面会の回数)

第18条 面会の回数は、受刑者については一月につき2回を下回らないものとするが、面会人については特に定めないものとする。ただし、複数の面会の申出をまとめて受け付ける取扱いをせず、面会を終了する都度、次の面会の申出を受け付けるものとする。

2 面会の回数は、優遇措置に応じて増加するものとする。

(面会の申出者の遵守事項等)

第19条 面会室の利用方法その他の面会の態様について、面会人(弁護士等を除く。)が遵守すべき事項は次のとおりとし、面会人待合室に掲示するものとする。

- (1) あらかじめ告げられた時間内に面会を終了すること。
- (2) 録音機、カメラ、ビデオカメラ、携帯電話、パソコン等を使用しないこと。
- (3) あらかじめ申し出て承認を受けた場合を除き、外国語を使用しないこと。
- (4) 構内では、必要がある場合には、着衣又は携帯品を検査したり、携帯品を職員が一時預かることがあること。
- (5) 遵守事項に違反する場合は、面会を一時停止したり、終了することがあること。

- (6) 面会には職員が立会い,又は録音し,若しくは録画することがあること。
- (7) 職員の職務上の指示に従うこと。
- (8) 施設の管理運営上必要な制限の内容

(面会の記録)

第20条 面会担当職員は,面会を行った場合には,面会表に,面会の日時,面会人の氏名等を記録するほか,立会等の有無の別に応じて,次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 立会をしなかった場合

その旨(特に必要がある場合(法第112条ただし書に規定する場合を除く。))には,受刑者又は面会人から聴取した面談の要旨)

- (2) 立会をした場合

その旨及び面談の要旨

- (3) 録音及び録画をした場合

その旨(特に必要がある場合には,受刑者若しくは面会人から聴取した面談の要旨又は録音若しくは録画により確認した面談の要旨)

- 2 面会を申し出た者に対し,法の規定により面会を許す場合には当たらないことを説明した結果,面会の申出をした者が自発的に面会の申出を取り下げた場合には,面会表に面会の申出をした者の氏名,説明内容及び面会の申出をした者が取り下げた旨を記載すること。

(被害者との面会)

第21条 被害者及びその遺族等(以下「被害者等」という。)と加害者たる受刑者との面会については,次のとおりとする。

- (1) 被害者等が受刑者に対し賠償を請求すること(示談,和解交渉のほか,任意の支払意思の確認を求めることを含む。)を目的とする場合には,法第111条第1項第2号の受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため面会を許すことが必要な者に該当するものとして,面会を許すものとする。
- (2) 前号の目的はないが,被害者等が受刑者の謝罪の意思や反省の気持ちを確認したい等,面会を希望する真しな事情がある場合には,原則として,法第111条第2項に該当するものとして,面会を許すものとする。
- (3) 被害者と受刑者との面会を許す場合には,公的機関,司法関係者,更生保護関係者等による仲介があることが望ましいが,これらの者による仲介がない場合であっても,受刑者の心身の状況や矯正処遇の実施状況,事件に関する反省の度合,被害者等が面会を希望する事情その他の事情を考慮

し、相当と認めるときは、面会を許すものとする。

- (4) 被害者等が受刑者との面会を希望した場合において、受刑者が面会を拒むときは面会させないものとする。

第3章 信書の発受

(信書の発受)

第22条 受刑者が信書を発受することは、法第128条、第129条、第130条、第148条第3項又は第12節賞罰の規定により禁止とされる場合を除き、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

(信書の検査)

第23条 制限区分が第1種又は第2種の指定を受けている受刑者が、親族との間において発受する初回以外の信書については、原則として検査を行わないものとする。

2 受刑者が発受する信書で次に掲げる場合には、原則として検査を行うものとする。

- (1) 受刑者の心身の状態及び行状、制限区分、刑の執行状況、矯正処遇の実施状況、外部交通の状況、刑事施設の規律秩序の状況その他の事項を考慮し、必要と認めるとき
- (2) 反則行為又は保護室収容を累行するなど心情が不安定であるとき
- (3) 移送待ち受刑者であつて、資格異動後、3か月以内であるとき
- (4) 信書を発受する相手方と最初の発受であるとき
- (5) 優遇区分第3類、第4類及び第5類の者

3 次に掲げる信書については、前項の検査はこれらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第3号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- (2) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書
- (3) 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士との間で発受する信書

(信書の発受の相手方)

第24条 法第128条のただし書に規定する相手方の範囲はおおむね次の各号のとおりとする。

- (1) 「受刑者の身分上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者」とは、例えば、婚姻、親権、子の養育、相続、雇用関係の調整等のため、相談することが必要な者等をいう。
- (2) 「受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者」とは、例えば、民事訴訟や再審請求等について、委任又は相談を受けている弁護士等のことをいう。
- (3) 「受刑者の業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受することが必要な者」とは、例えば、当該受刑者が経営する会社等の業務処理方針の重要な決定について相談を必要とする当該会社等の関係者等のことをいう。

2 受刑者との信書の発受を禁止することができる相手方の判断については、当該信書を添えて信書検査処理票（別紙6）により所長に報告し、決定の決裁を受けるものとする。

3 信書の発受に関する業務を円滑に行うため、第5条に規定する申告表を参照するものとする。

（信書の内容による差止め等）

第25条 信書の検査に当たる職員（以下「書信担当職員」という。）は、検査の結果、受刑者の発受する信書の全部又は一部が法第129条第1項各号に掲げる以下の事由のいずれかに該当すると判断した場合又は前条により信書の発受を禁止することが相当と判断した場合には、該当すると判断した部分及び処理意見について、当該信書を添えて信書検査処理票により所長に報告し、決裁を受けるものとする。

- (1) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。
- (2) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- (3) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- (4) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- (5) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- (6) 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 信書の削除、抹消又は差止めは、次の各号に掲げるところに従い、これを

決定する。

- (1) 信書の一部が前項各号のいずれかに該当する場合には削除又は抹消とする。この場合において、第一次的には抹消の方法によるものとし、該当箇所が多く、抹消の方法によっては事務量が増加する等により信書の検査事務に支障を生ずるおそれがある場合、その他抹消の方法によることが相当でない場合に限り、削除の方法によるものとする。
 - (2) 信書の全部が第1項各号のいずれかに該当する場合、これに該当する記述が信書の全般にわたっている場合その他削除又は抹消の方法により難しい場合には差止めとする。
- 3 第一統括は、前条及び第1項の決定を受け、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置を執るものとする。
- (1) 禁止又は差止めの場合
 - 当該受刑者に対し、次の事項について告知を行うこと。
 - ア 発信書 禁止又は差止めが決定した日
 - イ 受信書 受信書が刑事施設に到達した日、禁止又は差止めが決定した日及び相手方の氏名。ただし、受信書について、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他特に必要があると認める場合には、相手方の氏名を告知しないものとし、また、第37条第3項ただし書の規定により釈放時に引き渡さない信書である場合には、釈放時に引渡しを行わない旨を併せて告知するものとする。
 - (2) 削除の場合
 - ア 該当箇所を削除した上で、交付又は発信を行うこと。
 - イ 受刑者に対し、削除した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく削除したときは、削除した箇所の内容の要旨を受刑者に告知すること。
 - (3) 抹消の場合
 - ア 抹消する部分の複製を作成した上で、該当箇所を抹消し、交付又は発信を行うこと。
 - イ 受刑者に対し、抹消した旨を口頭により告知すること。この場合において、次条に規定する発信の指導を行うことなく抹消したときは、削除した箇所の内容の要旨を受刑者に告知すること。
- 5 前項の受刑者への告知は、処遇区の統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官が行うものとする。この際、当該措置に係る法の適用条項及び当該条項の規定

内容についても併せて告知することとし、これら告知の内容は信書検査処理票の告知欄に記載すること。

- 6 発受を禁止した信書について、釈放の際に引き渡さない決定がなされていない場合であっても、その内容等から受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に支障を生ずるおそれがあるなど、釈放の際にその者に引き渡すことが適当でないと認められるときは、必要に応じて当該信書の廃棄を指導することは差し支えないこととするが、当該指導が強制にわたることのないよう留意すること。

(発信の指導)

第26条 発信書の内容が法第129条第1項各号のいずれかに該当する場合であっても、信書の禁止、一部削除又は抹消の手続を行う前に、処遇区の統括矯正処遇官、主任矯正処遇官又は第一統括が指名する職員が、当該受刑者に対し、書き直し等の指導を行うことができるものとするが、強制にわたることのないよう留意する。

- 2 前項の指導は、所定の発信指導記録簿をもって首席矯正処遇官（処遇担当）の決裁を受けるものとする。

(発信を申請する信書の通数)

第27条 発信を申請する信書の通数は1月に4通以内とするが、優遇措置により同通数は増加するものとする。ただし、受刑者の矯正処遇の適切な実施のためその他相当と認める場合には、定められた通数を超えて発信を許すことができる。

- 2 他の刑事施設から当所に移送された受刑者については、入所時に新入調所において、当該受刑者に対し、当所に移送された旨の連絡を内容とする親族、身元引受人等宛ての信書の発信を申請するよう指導すること。

- 3 前項の発信については、当該受刑者の入所の翌日から起算して3日以内（休庁日を除く。）に発信を申請した1通に限り、通数外の信書として取り扱うものとする。ただし、夜間又は休庁日における発信は認めない。

- 4 前2項に係る信書の発信について、受刑者が発信に要する費用等を負担できない場合は、はがきその他発信に必要な物品を貸与し、又は支給することができる。

(信書の作成時間)

第28条 受刑者が信書を作成する時間は、緊急の必要がある場合を除き、余暇時間内とする。

(封筒及び便せん等の規格)

第29条 受刑者が使用する封筒及び便箋は、以下のとおりとする。

- (1) 封筒は一重のものとする。
- (2) 特別の用紙を必要とする場合を除き、通信用紙は通常の便箋とする。
- (3) 筆記具は、鉛筆又はボールペンとする。

2 1通の信書に用いる便箋は、7枚以内とする。

(発信書の代筆)

第30条 自書することができない受刑者が代筆により信書の作成を希望する場合には、処遇区の統括矯正処遇官が指名した職員が代筆するものとする。

(発信の申請の受付日及び時間帯の制限等)

第31条 発信の申請の受付日、受付時間帯等については、次のとおりとする。

- (1) 受刑者の発信受付日は、休庁日を除く平日とし、発信通数の制限内において、1日につき1通とする。
- (2) 発信の受付時間は、工場出役者については工場出役時に、それ以外の者については午前7時50分とする。

(特別発信)

第32条 受刑者から通数を超える発信、受付日及び受付時間帯以外における発信の申請があった場合には、所管の統括矯正処遇官（執務時間外にあっては監督当直者）は、その緊急性及び必要性を記載した願箋を提出させた上、許否を判断するものとする。

(信書の検印)

第33条 信書の検査を行った場合には、書信担当職員は、その信書に検印を押なつするものとする。

(信書の発受の記録)

第34条 受刑者が発受する信書については、書信担当職員は、書信表に発受の許否（その一部を削除し、又は抹消した場合にはその旨）、発送・交付年月日、相手方の氏名等を記録するものとする。

2 書信表の要旨欄には次の各号に掲げる場合に依り、その内容を記録するものとする。

- (1) 検査を行わなかった場合
その旨を書信表に記録する。
- (2) 第23条第2項の規定による確認のための検査に止めた場合
その旨を書信表に記録する。
- (3) 検査の結果、特に問題がなかった場合
要旨の記録を省略し、「近況報告」、「安否伺い」等と簡潔に記録する。

(4) 前3号以外の場合

要旨を記録する。

(被害者との信書の発受)

第35条 被害者等と受刑者の間での信書の発受の取扱いについては、次の各号に留意するものとする。

(1) 相手が被害者であることだけを理由に信書の発受が禁止されるものではないこと。ただし、被害者等から当所に対し、加害者たる受刑者の信書を拒否することの明確な意思表示がなされており、かつ、当該受刑者に対し当該被害者等への信書の発信を行わないよう指導したにもかかわらず、当該受刑者が発信を申請した場合においては、被害者等の心情等を認識させるという改善指導の目的に反することから、当該被害者等を矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者として信書の発受を禁止すること。

(2) 信書の内容が損害賠償の請求や支払い（示談、和解交渉のほか、任意の支払意思の確認を含む。）に関するものである場合には、受刑者の法律上の重大な利害に係る用務の処理に該当し、発受を禁止することができないこと。

(3) 被害者等と発受する信書については、必ず検査を行うこと。

(4) 被害者等からの受信書については、原則として削除し、又は抹消することなく交付すること。ただし、受刑者の心情が不安定と認められる場合において、当該信書の交付が受刑者の心身に著しい負荷を生じさせるものと認められるときは、発受によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるときに該当するものとして、差し止めること。

(5) 被害者等宛ての発信書については、その内容が賠償の意思や真摯な謝罪の表明であっても直接送付させず、親族や弁護士等を経由して送付するよう指導すること。ただし、受刑者が同指導に従わず、被害者等宛てに直接発信することを求める場合には、検察官等を通じ、又は直接被害者等に対しその旨を連絡した上で、発信を許可すること。

(6) 被害者等宛ての発信の願い出について、統括矯正処遇官（保護担当）又はその代理者を通じ、公的機関、司法関係者、更生保護関係者等による仲介がある場合や、被害者等からの受信の内容等について被害者等が受刑者から直接信書を受領することを拒否していないことが明らかである場合には、直接被害者等への発信を許すこと。

(発信に要する費用)

第36条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができ

ない場合において、発信の目的に照らし必要と認められるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書の取扱い)

第37条 信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を、それぞれ書信係保管庫において保管するものとする。

2 信書の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを前項同様保管するものとする。

3 前2項により保管する信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の際、その者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りではない。

4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から3年間、領置倉庫において保管するものとする。

第4章 電話による通信（WEB会議システムによるものを含む。）

(電話の使用の対象者)

第38条 電話による通信は、制限区分で第1種又は第2種に指定されている者（未決拘禁者としての地位を有する者を除く。）で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に、通信を行う方法により、許すことができる。

(1) 電話による通信の相手方が次に掲げる事由に該当し、かつ、例えば、「相手方が遠方に居住し、又は病気などのため面会することができないやむを得ない事情がある場合」や、「家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できると認められるなど相応の事情がある場合」など、電話による通信を行うことが処遇上適当と認められるとき

ア 受刑者の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

イ 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理上面会が必要な者

ウ 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

(2) 外部通勤作業又は外出若しくは外泊の実施に係る打合せを行う必要があるとき

(3) 釈放前の指導等の期間において、釈放の準備に係る打合せを行う必要があるとき

(4) その他前各号に準ずる程度に必要かつ相当と認めるとき

2 電話による通信の相手方が、次の各号のいずれかに該当する場合には、受刑者又は電話による通信の相手方から通信を行う方法により、電話による通信を行うことを許すことができる。

(1) 面会することが極めて困難である親族であつて、電話による通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合

(2) 受刑者がその国籍を有する外国の大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者との通信である場合

3 前項第1号の電話による通信を行うことが人道上の観点から特に必要と認められる場合とは、例えば、受刑者の健康状態が急速に悪化し、定期的に外部交通を行っている親族との面会を行う時間的余裕がない場合など、受刑者の現状、電話による通信の相手方との関係、外部交通の実績等を総合的に考慮した上で、電話による通信を許さないことが不相当であると認められる例外的な場合であること。また、受刑者自身だけでなく、電話による通信の相手方に生じた事情も考慮して差し支えないこと。

(電話による通信を実施する日及び時間帯)

第39条 電話による通信を実施する日及び時間帯は、原則として、休日以外の日の午前9時から午後零時及び午後零時30分から午後4時までとする。

(電話による通信の通話時間)

第40条 電話による通信の通話時間は、15分以内とする。ただし、第38条第2項第2号に定める通信の場合はこの限りではないものとする。

(電話による通信の回数)

第41条 電話による通信の回数は、第18条に定める面会回数に準じるものとする。ただし、電話による通信を実施した回数は、面会実施回数に含まないものとする。

(電話による通信の方法等)

第42条 電話による通信は、プリペイドカード方式による傍受・録音可能な発信専用（電話番号非通知設定）の固定電話機又はWEB会議システムを、指定する場所に設置して行わせる。

(電話の使用手続)

第43条 受刑者に電話による通信を行わせる場合には、あらかじめ願せんに面会によらないこととする相応の事情、通信を使用する日時、相手方、通話内容等の必要事項等を記載させ、願い出させるものとする。

(相手方の確認等)

第44条 受刑者から通信する際は、職員が立会の上、当該受刑者自身に通信を行わせ又は立会職員が通信を行った上で、相手方が電話による通信を許された者であることを確認するものとする。

2 相手方が不在である等のため通話することができなかった場合は、受刑者に対し、改めて当該相手方に通信を行うことを許すものとする。この場合においては、必要に応じて、信書を発信等させて電話による通信を行う日時等を調整させるものとする。

3 第38条第2項の規定により、電話による通信の相手方から通信を行わせる際には、職員があらかじめ指定する方法により当該相手方から通信を行わせ、職員において当該相手方が電話による通信を許された者であることを確認した上で、電話による通信を実施させるものとする。

(通信の確認等)

第45条 受刑者の電話による通信の傍受等（傍受又は録音若しくは録画をいう。以下同じ。）は、当所の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要と認められる場合に行うものとする。ただし、第38条第2項第2号に該当することにより、電話による通信を許す場合については、原則として傍受は行わず、また、通信の内容の録音及び録画は行わないものとする。

(通信の一時停止及び終了)

第46条 電話による通信の確認を指示された職員は、第12条第1項に該当する行為等が電話による通信において確認された場合において、受刑者又は電話による通信の相手方に注意することで足りるときは、受刑者又は通信の相手方の行為又は発言を制止して警告するものとする。

2 電話による通信の確認を指示された職員は、第12条第1項各号に該当する行為等が電話による通信において確認された場合において、電話による通信を一時停止する場合には、いったん通信を終了するものとする。

3 電話による通信の確認を指示された職員は、第12条第1項各号に該当する行為等が電話による通信において確認された場合において、電話による通信を一時停止した場合には、速やかにその旨及び通信の状況等を報告するものとする。

4 電話による通信を再開する場合には、状況に応じて、後日通信を行うこととして差し支えない。

(電話による通信の記録)

第47条 電話による通信が行われた場合には、面会表に、電話による通信の

日時、相手方の氏名等を記録するほか、次の各号に掲げる傍受等の有無の別に応じて、当該各号に定める事項を記録するものとする。

(1) 傍受等をしなかった場合

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨）

(2) 傍受した場合（傍受とともに録音又は録画をした場合を含む。）

その旨及び通話の要旨

(3) 録音又は録画をした場合（傍受した場合を除く。）

その旨（特に必要があるときは、受刑者から聴取した通話の要旨又は録音若しくは録画により確認した通話の要旨）

2 次の各号に掲げる事情が認められるなど、特に必要があると認められる場合には、傍受した職員に報告書を作成させ、又は録音若しくは録画した内容を確認するなどし、面会表とは別に通話の詳細な内容を記録するものとする。

(1) 他人へのなりすまし等の不正行為が認められたとき

(2) 通話内容が真に許可された用務の処理のためのものであるかを確認し、次回以降の電話による通信の許否を判断するための資料として用いるとき（通信に係る費用）

第48条 通信に係る費用は、原則として、受刑者に負担させるものとするが、受刑者に電話による通信を許すことが相当と認められる場合において、受刑者が通信の費用を負担することができないときは、料金の全部又は一部を国庫の負担とすることができるものとする。

2 外国語による通信を許す場合において、通訳に費用を要したときの費用負担についても前項と同様とする。

第5章 雑則

（外国語による面会等）

第49条 受刑者又は面会人等の相手方が日本語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、必要があるときは、発言又は通信の内容の通訳又は翻訳を行うものとする。

2 受刑者又はその信書の相手方が日本語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、必要があるときは、信書の内容の翻訳を行うものとする。

3 前2項に記載の通訳又は翻訳の費用は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、受刑者にその費用を負担させるものとする。

(1) 本邦に派遣された外国（受刑者が属する国に限る。）の大使、公使、領事その他これらに準ずる者と面会等をし、又は信書を発受するとき。

(2) 刑事施設の職員が通訳し、又は翻訳したとき。

4 受刑者が前項の通訳又は翻訳の費用を負担することができない場合において、面会又は信書の発受の目的に照らし相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を国庫の負担とする。

5 受刑者が負担すべき通訳又は翻訳の費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

(手話等による面会等について)

第50条 受刑者又は外部交通の相手方が視聴覚等に障害を有するため、手話又は点字を使用して外部交通を行う場合において、その内容を確認するために費用を要したときは、その費用は国庫の負担とする。

(被疑者又は被告人としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受)

第51条 勾留の有無にかかわらず、被疑者又は被告人としての地位を有する受刑者の面会及び信書の発受については、次の事項に留意するものとする。

(1) 弁護士等との面会及び信書の発受が未決拘禁者と同様の取扱いとなる以外は、受刑者に準じた取扱いとなること。

(2) 弁護士等以外の者との面会及び信書の発受のうち防御権の行使上必要なものについては、その行使に支障を生ずることのないよう配慮するとともに、罪証隠滅の防止に必要な措置（面会の立会い、信書の内容の検査等）を執ること。

(外部交通が目的であると認められる養子縁組への対応について)

第52条 受刑者が行った養子縁組が専ら外部交通を得る目的などのためにされたものであり、外部交通に関する各種規制を潜脱するためと認められる場合には、当該外部交通を認めないこととする。

2 前項の規定により養子縁組を行った者と受刑者の外部交通を禁止する場合においては、在社会時における交流の状況、養子縁組に至る経緯、外部交通の内容、当該受刑者及び相手方の養子縁組及び離縁の回数等を十分に調査の上、養子縁組の目的が前項に当たると認められる情報を書信表等に詳細に記録するものとする。

(支所への準用)

第53条 尼崎拘置支所における受刑者の外部交通に関する取扱いは、本規程を準用する。

家族関係申告表 ①

| | | | | |
|----|------|-----|----------|----|
| 氏名 | 称呼番号 | 第 番 | 居室 棟 階 室 | 工場 |
|----|------|-----|----------|----|

| 引受人 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 (年齢) | 職業 | 住 所 (できるだけ詳しく) | 備 考 |
|----------|----|----|--------------|----|----------------|-----|
| 親 | 父 | | | | | |
| | 母 | | | | | |
| 妻・子供 | 妻 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 兄弟・姉妹・親族 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※備考欄には続柄のくわしい説明を書いてください。

例 伯父母…父母の兄弟／叔父母…父母の弟妹／義兄…妻の兄・姉の夫／義弟…妻の弟・弟の妻／義姉…妻の姉・兄の妻／義妹…妻の妹・弟の妻

外部交通申告表 ②(面会及び信書の発受を希望する者)

| | | | | |
|----|------|-----|----------|----|
| 氏名 | 称呼番号 | 第 番 | 居室 棟 階 室 | 工場 |
|----|------|-----|----------|----|

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 (年齢) | 職業 | 住所 | 面会及び信書の発受の目的(具体的に記載のこと) |
|----|----|--------------|----|----|-------------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※この申告表には、「家族関係申告表」に記載した親族以外の人について、くわしく書くこと。

※申告表記載の人との外部交通がすべて許可されるとは限りません。

※親族外の人との面会についても、定められた面会の回数に含まれるので注意すること。

外部交通申告表 ③(面会及び信書の発受を希望しない者)

| | | | |
|----|------|-----|--------------|
| 氏名 | 称呼番号 | 第 番 | 居室 棟 階 室・ 工場 |
|----|------|-----|--------------|

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 (年齢) | 職業 | 住 所 | 面会及び信書の発受を希望しない理由(具体的に記載のこと) |
|----|----|--------------|----|-----|------------------------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※申告表には、あなたの外部交通を円滑かつ効率的に実施するため、くわしく書くこと。

| | | | |
|--|--|--|-------------|
| 面会申込書 未決拘禁者等 ・ 受刑者 いずれかに○をして下さい。 | | | |
| フリガナ | | | |
| 被收容者氏名 (相手の氏名) | | | 男 ・ 女 |

| 申 込 人 | | | | | |
|-------|------------|--|----|----|----|
| 1 | フリガナ | | 関係 | 職業 | 年齢 |
| | あなたの氏名 | | | | 歳 |
| | あなたの住所 | | | | |
| | 面会の要旨 (目的) | | | | |
| 2 | フリガナ | | 関係 | 職業 | 年齢 |
| | あなたの氏名 | | | | 歳 |
| | あなたの住所 | | | | |
| | 面会の要旨 (目的) | | | | |
| 3 | フリガナ | | 関係 | 職業 | 年齢 |
| | あなたの氏名 | | | | 歳 |
| | あなたの住所 | | | | |
| | 面会の要旨 (目的) | | | | |

面 会 不 許 可 告 知 簿

(別紙5)

| 10 | 称呼番号 | 氏 名 | 居 室 等 | 告 知 事 項 | 告 知 日 時 等 |
|----|------|-----|-------------------------|---------|-------------------------|
| 1 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 2 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 3 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 4 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 5 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 6 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 7 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 8 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 9 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |
| 10 | | | 棟 階 室 () | | 月 日 時 分 告知者印 立会者印 |

| 信 書 検 査 処 理 票 | | 検査の日 | 年 月 日 |
|-----------------------------------|-----------------|---------------------|-------|
| | | 決定の日 | 年 月 日 |
| | | 措置の日 | 年 月 日 |
| 相手方の氏名等 | | 被収容者氏名等 | |
| 相手方氏名 発受の別 発信 受信 発受の日 年 月 日 | | 称呼番号 番 氏 名 | |
| 決 裁 欄 | 意見・決定 | 検 査 対 象 箇 所 ・ 理 由 等 | |
| 所 長 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 処遇部長 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 処遇首席 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 処遇次席 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 第 統括 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 第一統括 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | | |
| 担 当 者 | 許可・抹消・削除・差止め・禁止 | 《担当者意見》 | |

| | |
|-------|--|
| 申告の有無 | 申告なし ・ 申告あり (申告上の関係・) |
| 告知欄 | <p> <input type="checkbox"/> 年 月 日に、「相手方氏名 (告知しない場合は略)」 [<input type="checkbox"/>から当所に到達した・<input type="checkbox"/>宛てに発信申請した] 信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 </p> <p> <input type="checkbox"/>本件信書について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 </p> <p> <input type="checkbox"/> 第128条 <input type="checkbox"/> 第138条において準用する第128条 </p> <p> <input type="checkbox"/> 犯罪性のある者 <input type="checkbox"/> 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがある者 <input type="checkbox"/> 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者 と認められるため、 年 月 日、同信書の [<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信] を禁止する措置を執ることを決定した。 相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし </p> <p> <input type="checkbox"/> 第129条第1項 <input type="checkbox"/> 第138条において準用する第129条第1項 </p> <p> <input type="checkbox"/>第1号 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものである <input type="checkbox"/>第2号 発受によって、刑罰法令 (罪名) に触れる [<input type="checkbox"/>こととなる・<input type="checkbox"/>結果を生ずるおそれがある] <input type="checkbox"/>第3号 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/>第4号 [<input type="checkbox"/>威迫にわたる記述・<input type="checkbox"/>明らかな虚偽の記述] があるため、 [<input type="checkbox"/>受信者を著しく不安にさせ・<input type="checkbox"/>受信者に損害を被らせ] るおそれがある <input type="checkbox"/>第5号 受信者を著しく侮辱する記述がある <input type="checkbox"/>第6号 <input type="checkbox"/>発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/>発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある と認められるため、 <input type="checkbox"/> 年 月 日、同信書の [<input type="checkbox"/>発信・<input type="checkbox"/>受信] を差し止める <input type="checkbox"/>同信書の当該記述部分を [<input type="checkbox"/>抹消・<input type="checkbox"/>削除] する 措置を執ることを決定した。 相手方氏名の告知 <input type="checkbox"/>あり・<input type="checkbox"/>なし </p> <p> 上記のとおり告知した。 告知日時 ・ 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分 告知者 ・ 官職 氏名 印 </p> |
| (備考) | |

注1：告知欄の年月日については、差止め又は禁止する場合に限り、信書の到達日又は発信申請日及び措置決定の日を記入すること。

注2：相手方氏名の告知については、差止め又は禁止する場合に限り記入すること。

注3：第129条第1項第2号の「(罪名)」については、(強要罪)、(ストーカー行為等の規制等に関する法律違反)等と記載すること。